

令和元年度第1回草津市情報公開・個人情報保護審議会議事録

会議名	令和元年度第1回草津市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和元年6月18日（火） 10時00分から11時30分まで
開催場所	草津市役所 4階 行政委員会室
議題	(1) プレミアム付商品券事業にかかる個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）…プレミアム付商品券事業推進室 (2) 平成30年度市政情報公開請求・個人情報保護開示請求等の運用状況の報告
会議の公開	公開
出席者	委員：中谷委員、藤井委員、伊藤委員、内田委員、谷口委員、吉田委員 事務局：総務課…有村課長、高阪課長補佐、清水主査、橋本主事 担当課：プレミアム付商品券事業推進室…久泉副部長、馬場専門員
傍聴者数	0人
会議資料	別添のとおり
議事の概要	次に掲げるとおり

＜議事概要＞

（1）プレミアム付商品券事業にかかる個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）…プレミアム付商品券事業推進室

- ・ プレミアム付商品券事業の実施にかかり、他の自治体との情報連携が必要となることから、草津市個人情報保護条例第7条第1項第6号に基づく個人情報の他の地方公共団体等からの収集および同条例第10条第1項第7号に基づく他の地方公共団体等への保有個人情報の外部提供を行うにあたり、第7条第3項の規定に基づき、当審議会の意見を聴取した。
- ・ 審議の結果、諮問のあった事項のうち本人以外から収集をすることについては事務の執行上やむを得ないと認められ、外部提供については、外部提供を受ける者が、その所掌する事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があると認められることから、差し支えないものと判断した。

（2）平成30年度市政情報公開請求・個人情報開示請求等の運用状況の報告

- ・ 草津市情報公開条例第35条および草津市個人情報保護条例第57条の規定に基づき、情報公開請求および個人情報開示請求等の運用状況について報告した。

＜主な意見等＞

①プレミアム付商品券事業にかかる個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

委 員	このプレミアム付商品券事業は国の事業であろうと思うが、何か特別法に基づいているのか。
担当課	法令ではなく、国からの補助金を財源とした事業である。
委 員	国のチラシには申請の期間が2019年7月頃から11月頃とあり、7月まであまり日がないが、スケジュール的に間に合うのか。
担当課	この期間は市町村が定める期間となっており、草津市では、8月から12月までの期間を申請期間として予定している。
委 員	配偶者からの暴力を理由とした避難事例の場合、避難された方御自身で申請をしない場合には、どうなるのか。
担当課	御自身で申請をされない場合には、通常どおり住民票のある自治体から、住民票に記載の住所に購入引換券を郵送させていただく。
委 員	差し支えなければ、配偶者からの暴力を理由とした避難事例のうち対応が必要な方（避難先に住民票を移していない方）が何人ぐらいか教えてほしい。
担当課	把握ができていないが、DVの支援措置の受付をしている市民課によると避難される方のほとんどは、避難先に住民票を移されているとのことなので、それほど多くないと考えている。
委 員	申請期間中に亡くなられた方のデータの消し込みは、どうするのか。
担当課	市民課から住民基本台帳の情報をもらう形になるので、定期的に異動情報の反映はできるが、急ぎの場合は市民課に直接確認することも考えている。
委 員	商品券を使用した場合におつりは出るのか。
担当課	おつりは出ないが、500円単位で券を発行し、なるべくおつりが出ないようにさせていただく。
委 員	子どもの虐待の情報は市町村で情報をやり取りすることであるが、なぜDVについては県を通じて情報のやり取りをするのか。
担当課	子どもの虐待の場合は施設へ入所措置するため、基本的に関係自治体が同一県内となるが、DVについては、都道府県を跨ぐことも考えられるため、都道府県を通じて情報連携する。

②平成30年度市政情報公開請求・個人情報開示請求等の運用状況の報告

委 員	条例第7条第6号（事務の円滑な実施を困難にする情報）で非公開とする情報とは何か？
事務局	業務発注に係る設計積算等の入札事務に関連する情報である。
委 員	不存在を部分公開の理由としているものの中で、理由として、文書を紛失してしまったとか、5年間保存のところを早目に廃棄してしまったとか、そういう行政側の落ち度による不存在というはあるのか。
事務局	不存在の理由については、変更設計書の開示を求められたが、設計の変更自体をしておらず資料が不存在、というものが多く、文書の紛失といった理由はない。